

4.4.2.1 植物(重要な種及び群落)

1) 重要な種及び群落への影響

(1) 種

文献及び現地調査の結果、重要な植物種としては 152 種が確認された。そのうち湛水予定区域とその周辺区域において、事業の実施による影響について検討が必要と考えられた植物種は表 4.4.2.1-1 に示す 76 種である。

アワモリショウマ、カワヂシャ、イヌコリヤナギなど 6 種は河辺・溪畔・溪谷などに生育する種である。これらのうちアワモリショウマ及びサツキの 2 種は事業区域内のみで確認されており、事業の実施に伴い現在確認されている生育地は消失すると考えられる。カワヂシャ、タニガワコンギクなど 3 種は事業区域内外で確認された。これらについては、事業により生育地が一部減少するが、事業区域外では現状の生育環境が保全される。イヌコリヤナギは、事業区域外のみで確認されていることから、影響はないものと考えられる。

ヒメイワトラノオ、クマガワイノモトソウ、ツクシムレスズメなど 11 種は、石灰岩地に生育する種である。これらのうちヒメイワトラノオ、ツクシクサボタンなど 5 種は、事業区域内のみで確認されており、事業の実施に伴い現在確認されている生育地は消失すると考えられる。クマガワイノモトソウ、キドイノモトソウなど 5 種は、事業区域内外で確認された。これらについては、事業により生育地が一部減少するが、事業区域外では現状の生育環境が保全される。ツクシムレスズメは、事業区域外のみで確認されていることから、影響はないものと考えられる。

マツバラン、ヒモランなど 6 種は樹幹または岩上に着生する種である。マツバラン、ヒナランなど 4 種は事業区域内のみで確認されており、事業の実施に伴い現在確認されている生育地は消失すると考えられる。ヒモラン、オオコケシノブの 2 種は事業区域外のみで確認されていることから、影響はないものと考えられる。

ヌカボタデ、タコノアシ、コムラサキなど 9 種は湿地に生育する種である。これらはいずれも事業区域内のみで確認されており、事業の実施に伴い現在確認されている生育地は消失すると考えられる。

オオネバリタデ、ミドリワラビ、アブラシバなど 14 種は路傍や草地に生育する種である。これらのうちクサコアカソ、オオネバリタデなど 10 種は事業区域内のみで確認されており、事業の実施に伴い現在確認されている生育地は消失すると考えられる。ミドリワラビは事業区域内外で確認された。これについては、事業により生育地が一部減少するが、事業区域外では現状の生育環境が保全される。コバノセンダングサ、モリアザミの 2 種は事業区域外のみで確認されていることから、影響はないものと考えられる。アブラシバは、最近公表された重要な種の選定資料(「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブック くまもと(熊本県、平成 10 年 3 月)」)によって、新たに重要な種として選定されたものであり、確認当時の詳細な生育位置については不明である。

ミズ、ヒメムカゴシダ、オオフジシダなど 30 種は森林に生育する種である。これらのうちミズ、オノマンネングサなど 5 種は事業区域内のみで確認されており、事業の実施に伴い現在確認されている生育地は

消失すると考えられる。ヒメムカゴシダ、ナガサキシダモドキなど 9 種は事業区域内外で確認された。これらについては、事業により生育地が一部減少するが、事業区域外では現状の生育環境が保全される。オオフジシダ、オトコシダなど 15 種は事業区域外のみで確認されていることから、影響はないものと考えられる。アズマガヤは、最近公表された重要な種の選定資料(「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと(熊本県、平成 10 年 3 月)」)によって、新たに重要な種として選定されたものであり、確認当時の詳細な生育位置については不明である。

なお、確認当時の位置が不明な種、文献においてのみ記録がある種などについては、把握されている情報を参考に今後も調査を継続し、分布や生育地の状況についての情報を収集していく。

表 4.4.2.1-1(1) 事業の実施による影響を検討した重要な植物

No.	種名	選定根拠 ¹⁾					
		①	②	③	④	⑤	⑥
1	マツバラシ				VU	V	E
2	ヒモラン				CR	V	V
3	オオコケシノブ						R
4	ヒメムカゴシダ						E
5	オオフジシダ						R
6	クマガワイノモトソウ				EN	V	V
7	キドイノモトソウ				VU		R
8	ヒメイワトラノオ						V
9	オトコシダ						R
10	アツギノヌカイタチシダマガイ						E
11	ナガサキシダモドキ						DD
12	タチデシダ						R
13	ミドリワラビ						R
14	ヒメサジラン						R
15	イヌコリヤナギ						DD
16	ミス						DD
17	クサコアカソ						R
18	オオネバリタデ						DD
19	ヌカボタデ				VU		DD
20	コギシギシ				VU		

21	ツクシクサボタン						R
22	ヒゴイカリソウ						R
23	キンチャクアオイ				VU	V	
24	ヤマシャクヤク				VU		R
25	タカチホガラシ				EN		DD
26	オノマンネングサ						DD
27	アワモリショウマ						DD
28	ツクシチャルメルソウ				VU		
29	タコノアシ				VU	V	E
30	モリイバラ						DD
31	ツクシムレスズメ				CR	V	E
32	アカササゲ						DD
33	フジ						R
34	キビノクロウメモドキ				VU		R
35	クマガワブドウ				CR	V	E
36	シマサクラガンピ						R
37	クマノダケ				CR		DD
38	サツキ						DD

表 4.4.2.1-1(2) 事業の実施による影響を検討した重要な植物

No.	種 名	選 定 根 拠 ¹⁾					
		①	②	③	④	⑤	⑥
39	フナバラソウ						R
40	ヘツカニガキ						DD
41	ヒロハコンロンカ						DD
42	コムラサキ						V
43	メハジキ						R
44	ミゾコウジュ				NT	V	R
45	カワヂシャ				NT		
46	イワツクパネウツギ				VU		R
47	ナベナ						R
48	タニガワコンギク						R
49	シオン				VU	V	V
50	コバノセンダングサ						DD
51	モリアザミ						R
52	ヤナギアザミ						R
53	テリハアザミ						DD
54	イズハハコ				VU		DD
55	オオニガナ				VU		
56	アギナシ				NT		
57	トサコバイモ				EN	V	
58	ツクシタチドコロ				EN		DD
59	ミズアオイ				VU	V	DD
60	ホシクサ						V
61	クロホシクサ				EN		E
62	アズマガヤ						R
63	ケスゲ						R
64	イワカンスゲ						DD
65	コカンスゲ						DD
66	アブラシバ						R

67	ヒナラン				EN	V	DD
68	シラン				NT	V	DD
69	エビネ				VU	V	V
70	ナツエビネ				VU	V	R
71	キエビネ				EN	V	E
72	カンラン				CR	E	E
73	ハルザキヤツシロラン				VU	V	
74	ボウラン				NT		E
75	フウラン				VU	V	DD
76	ヒメトケンラン				EN	V	

1) 重要な種の選定根拠は以下のとおりである。なお、④⑤⑥の定義の詳細については、巻末の資料編に示した。

①「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種

特：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種

I：国内希少野生動植物

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定されている種

④「環境庁報道発表資料 植物レッドリストの作成について」に記載されている種

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

⑤「我が国における保護上重要な植物種の現状」に記載されている種

Ex:絶滅 E:絶滅危惧 V:危急 U:現状不明

⑥「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと」に記載されている種

Ex:絶滅 E:絶滅危惧 V:危急 R:希少 DD:情報不足

(2) 群落

湛水予定区域とその周辺区域において、事業の実施による影響を検討すべき重要な群落は確認されなかった。